

## 地域連携で進める萩窪三庭園の施設運営パートナー募集説明会における質問と回答

- ・令和5年11月15日（水）に開催した募集説明会における質問と回答は以下のとおりです。
- ・正確な情報をお伝えするため、当日の回答をわかりやすく記載しております。

No.	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 P.13／「2 指定管理料」④について	指定期間開始までの萩外荘公園に係る業務（別途業務委託）の上限金額25,000,000円（税込）は、令和6年度の事業規模98,650,000円（税込）に含まれますか。	含まれています。令和6年度の3庭園の指定管理料は73,650,000円（税込）、指定期間開始（令和6年12月）までの萩外荘公園に係る業務委託は25,000,000円（税込）を上限としています。
2	募集要項 P.13／「2 指定管理料」④について 応募書類／様式6-1「収支計画書」について	収支計画書の作成の際、指定管理料と業務委託と別けて収支計画書を作成した方が良いでしょうか。	委託部分を別けて記入していただく必要があることから、様式を修正し、差し替えた様式をホームページに掲載いたしました。
3	募集要項 P.13／「2 指定管理料」について	「区が支払う指定管理料は、施設運営パートナーの業務に要する支出予定額から施設運営パートナーの収入見込額を差し引いたものを基本とする。」とありますが、P14の4（1）の利用料金等に関する収入と、4（2）「区が指定する事業に関する収入」のふたつという認識で良いでしょうか。	お見込のとおりです。
4	募集要項 P.15／「2 応募資格等」(1)①、⑤について	共同事業体の応募資格は、全ての構成団体について本要項に記載されている指定管理業務実績が必要でしょうか。それとも、共同事業体のうち1者の実績があれば足りるでしょうか。	本件と類似する指定管理業務実績とは、文化財保護法や地方自治体の文化財保護条例で定義する文化財（建造物）を保存し、鑑賞させることを目的とした公開（展示）を実施することを主たる業務とした指定管理業務実績です。共同企業体を構成する団体のうち1者以上が、この実績を有していなければなりません。また、この実績を有しているのが構成団体のうち1者のみの場合は、この1者が、本件の主たる業務である、建物を保存し、鑑賞させることを目的とした公開（展示）をする業務を実施する必要があります。
5	募集要項 P.29～30／「1 応募書類一覧」の各応募書類について	応募書類が細かくリストアップされていますが、応募書類一覧に記載されている帳票は、全て必要でしょうか。要件を満たす項目だけを提出すれば良いでしょうか。	原則、応募書類一覧に記載されている全ての書類を提出いただきますが、それによりがたい場合は可能な範囲でご提出ください。その場合、未提出の理由書（任意様式）をご提出ください。また、代わる書類等がある場合はそちらをご提出ください。
6	募集要項 P30／「1 応募書類一覧」No.14について	支店など事業所が複数あるある場合は、全ての支店の労使協定書が必要になるのでしょうか。	支店・事業所で応募する場合、応募する支店や事業所の労使協定書と、本社の労使協定書をご提出ください。

No.	質問項目	質問内容	回答
7	募集要項 P.30/「1 応募書類一覧」No.15について	「労働者名簿」「賃金台帳」「出勤簿」は、各1名分とありますが、任意の職員1名分を提出すれば良いでしょうか。	有期雇用、無期雇用の職員について、それぞれ任意の方、1名分ずつご提出ください。
8	募集要項 P.30/「1 応募書類一覧」No.16について	「社会保険料の算定基礎届と総括表の提出分（前年分）」について、未確定書類の場合は、それに代わる書類として「標準報酬決定通知書」を提出してよいでしょうか。	「社会保険料の算定基礎届と総括表の提出分（前年分）」の提出が難しい場合は、未提出の理由書（任意様式）と、それに代わる書類をご提出ください。
9	募集要項 応募書類/様式5「事業計画書」について	提案書の項目が守られていれば、現在の様式から掲載、ヘッダー等デザインを変更することは可能でしょうか。（例：PowerPointで資料を作成したり、色付けをするなど）	評価の公平性を確保し、効率的に審査を行うため、必ず本様式によりご提出ください。なお、様式の中で図表などを使用することは自由です。
10	募集要項 応募書類/様式6-1「収支計画書」について	記載要領に「支出の小区分は例示ですので、必要に応じて追加してください。」とありますが、追加及び削除しても構わないでしょうか。	追加及び削除して構いません。
11	募集要項 応募書類/様式6-1「収支計画書」について	収支計画書の小区分に、厚生費の例示がありますが、項目をまとめて記載することは可能でしょうか。	本書類は、第一次審査の評価項目の一つである「法人の適格性」の審査材料になります。公表している様式に示した項目はあくまでも例示で、記載項目は応募者の判断に委ねますが、記載内容が評価につながります。